受付番号

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成日（西暦） |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

# 既存試料・情報の提供のみを行う者一覧表

# （慶應学内・個別審査）

慶應義塾大学医学部倫理委員会

委員長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 研究責任者 |  |
| 所属・職位： |
| 氏名　　　： |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 承認番号： |  |
|  | ※新規申請の際には記載不要 |

課題名

|  |
| --- |
|  |

上記研究は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス（以下、「ガイダンス」）」に定義される「既存試料・情報の提供のみを行う者」の参加があることを以下の一覧に示します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **提供のみを行う者の所属機関** | **提供のみを行う者の情報** | |
| 例 | ●●大学 | 氏名 | △△△△ |
| 所属 | 〇〇〇〇 |
| 職位 | ▲▲▲▲ |
| 1 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 2 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 3 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 4 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 5 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 6 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 7 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 8 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 9 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |
| 10 |  | 氏名 |  |
| 所属 |  |
| 職位 |  |

※既存試料・情報の提供のみを行う者が10を超える場合には、適宜行を追加すること。

**参考1：「既存試料・情報の提供のみを行う者」、「研究機関」とは**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **規程等** | **規定内容** | **補足説明** |
| **指針・ガイダンス**  第2　用語の定義  (15)研究者等 | 研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。）に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属する者以外であって、以下のいずれかに該当する者は除く。  ① 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者  **② 既存試料・情報の提供のみを行う者**  ③ 委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者 | (15)②の「既存試料・情報の提供のみを行う者」とは、既存試料・情報の提供以外に研究に関与しない者を指し、例えば、医療機関に所属する医師等が当該医療機関で保有している診療情報の一部について、又は保健所等に所属する者が当該保健所等で保有している住民の健康に関する情報の一部について、当該情報を用いて研究を実施しようとする研究者等からの依頼を受けて提供のみを行う場合などが該当する。なお、「既存試料・情報の提供のみを行う者」が所属する機関は研究機関には該当しない。 |
| **指針・ガイダンス**  第2　用語の定義  (10)研究機関 | 研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。 |  |
| **指針・ガイダンス**  第2　用語の定義  (11)共同研究機関 | 研究計画書に基づいて共同して研究が実施される研究機関（当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。）をいう。 | (11)の「共同研究機関」に関して、第８の１(3)の「既存試料・情報の提供を行う者」が所属する機関や、研究計画書に基づいて研究対象者から新たに試料・情報を取得して他の研究機関に提供する機関は、必ずしも共同研究機関となることを要しない。 |
| (11)の「当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。」とは、軽微な侵襲以上の侵襲を伴う新規試料の取得を行う際には共同研究機関として提供することを想定している。その他、軽微な侵襲のみを伴う又は侵襲を伴わない新規試料・情報の取得をし、他の研究機関に提供のみを行う場合であっても、共同研究機関となることを妨げるものではない。 |

※指針　<https://www.mhlw.go.jp/content/000757566.pdf>

※ガイダンス　<https://www.mhlw.go.jp/content/000769923.pdf>

**参考2：「既存試料・情報の提供のみを行う者」の要件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **規程等** | **規定内容** | **補足説明** |
| **指針・ガイダンス**  第8　インフォームド・コンセントを受ける手続等  (3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合のインフォームド・コンセント | ガイダンスp.78参照 | ガイダンスp.78～80参照 |
| **指針・ガイダンス**  第8　インフォームド・コンセントを受ける手続等  (4) 既存試料・情報の提供のみを行う者の手続 | 既存試料・情報の提供のみを行う者は、⑶の手続きに加えて、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。  ア 既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の長は、適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備すること。  イ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、⑶アにより既存試料・情報の提供を行う場合、その提供について既存試料・情報の提供のみを行う機関の長が把握できるようにすること。  ウ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、⑶イ及びウにより既存試料・情報を提供しようとするときは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料・情報の提供のみを行う機関の長の許可を得ていること。 | １ 第８の１⑷の規定は、既存試料・情報の提供のみを行う者の手続について定めたものである。  ２ アの「適正に既存試料・情報を提供するために必要な体制及び規程を整備」に関しては、あらかじめ当該機関の長が他の研究機関への提供時の取扱いや手続等（機関の長へ報告するための方法や試料・情報の提供に関する記録の保存方法等）に関する規程を定めることが考えられる。なお、既存試料・情報を提供のみを行う者が機関の長に対して提出する「他の研究機関への試料・情報の提供に関する届出書」の様式１（末尾様式集参照）を用いて運用してもよい。  ３ ウの「倫理審査委員会の意見を聴いた上で」について、既存試料・情報の提供のみを行う者は、既存試料・情報を提供することの可否について、倫理審査委員会の意見を聴く必要がある。必要に応じて、他の機関に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することもできる。既存試料・情報の提供の適否について倫理審査委員会の意見を聴く場合は、提供先の機関で作成された研究計画書等を踏まえて審査する方法が考えられる。 |

※指針　<https://www.mhlw.go.jp/content/000757566.pdf>

※ガイダンス　<https://www.mhlw.go.jp/content/000769923.pdf>